

健診結果等の事業主との共同利用について

電設工業健康保険組合（以下「当組合」という。）は、疾病予防事業をはじめとする被保険者等の健康の保持増進を目的に、保健事業として各種健康診査を実施しています。また労働安全衛生法においては、事業主に労働者への健康診断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当組合が実施した健康診査の結果等については、事業主の労働安全衛生法の遵守と「職場における労働者の安全と健康の確保」を目的とし、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果等を事業主に提供し、当組合と共同して利用します。

1. 共同利用する者の利用目的について

- (1) 事業所 労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康を確保するため
- (2) 当組合 健康保険法第 150 条の趣旨に則り、特定健康診査及び特定保健指導等を行い、被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進に努めるため

2. 健診データの取得方法について

- (1) 事業所 契約健診機関及び当組合より健診データを書面又はデータで取得
- (2) 当組合 契約健診機関及び事業所より健診データを書面又はデータで取得

3. 共同利用する個人データ項目について

当組合が実施する人間ドックの検査項目記載事項及び健診受診者の「記号・番号」「個人 ID」「氏名」「生年月日」「性別」「事業所名」「支店名」「受診日」「健診機関名・所在地」「健診種別」「健診結果」「所見」等

4. 共同利用する者の範囲について

- (1) 事業所 事業主及び健康管理推進委員、人事・労務・健診担当者、産業医
- (2) 当組合 管理部 健診課、健康管理課、健康推進課

5. 個人データの管理責任者名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名について

- (1) 事業所 事業主
- (2) 当組合 電設工業健康保険組合
東京都板橋区坂下 1-33-12
理事長 北爪 敬治

6. 個人情報の利用停止の手続きについて

個人データを共同して利用されることに同意されない場合は、問い合わせ窓口までご連絡ください。ただし、労働安全衛生規則第 44 条に掲げる健診項目は、労働安全衛生法上の法定項目であるため、この手続きの対象とはなりません。